

事業用再生可能エネルギー発電 系統連系受付要領

2016年 4月 1日 制 定
2025年 10月 1日 最終改正

九州電力送配電株式会社

I 本受付要領について

- 本受付要領は、発電者の事業用再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」といいます。）を当社系統へ連系し、売電される場合の手順について定めたものです。
（電源接続案件一括検討プロセスによる当社系統への連系に関する手順を除く）
- 本受付要領における再エネ発電設備とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」といいます。）に定めるエネルギー源で、当社の高圧又は特別高圧系統に連系するものをいいます。
- 当社は、再エネ特措法、再エネ特措法施行規則及び関係法令等の趣旨に則り、受付・契約を行います。

II 系統連系に関する事項

- 当社系統への接続は、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、及び当社の「託送供給等約款」、「系統アクセス基準」、「配電系統連系基準」に基づくとともに、既設設備との協調を図って実施します。
- また、発電者の連系設備についても、連系により他の発電者・需要者との供給信頼度や系統運用等に影響を与えないように、当社設備との協調を図っていただきます。
- 再エネ発電設備の当社系統への接続、発電した電力の当社への売電を希望される場合は、当社が別途定める「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」を承認のうえ、お申込みしていただきます。（既に申込みをいただいております、2017年4月1日時点で、当社との特定契約が未締結の案件も、本受付要領に準じます。）

1 再エネ発電電力の輸送電圧及び当社系統への連系電圧

- 受電地点における受電電圧は、原則として当社標準電圧としていただきます。
- 高圧連系の再エネ発電設備の最大受電電力は、原則として2,000kW未満としていただきます。

2 受電地点

- 受電地点は、当社の電線路または電気所（変電所等）と発電者の連系設備との接続点とします。
具体的には、連系電圧により、以下の地点を原則として、効率的な設備形成、電力系統の供給信頼度、及びアクセス設備の所要工期等を勘案し、発電者に確認の上、当社にて決定します。

① 標準電圧6kV、20kV（配電線へ連系する場合）

原則として発電場所内の地点

※ ただし、山間地、離島等の特殊な発電場所から連系する場合、地中引込線によって連系する場合、その他特別の事情がある場合は、協議により、発電場所以外の地点を連系点とすることがあります。

② 標準電圧60kV以上（特別高圧線へ連系する場合）

原則として既設当社送電線の近傍又は当社電気所

3 建設主体

- 再エネ発電所から受電地点に至る連系設備は、発電者にて建設していただきます。
また、既設当社電気設備から受電地点までは、当社で建設します。なお、建設に際し必要となる工事費は、託送供給等約款Ⅷ工事費の負担に基づき、工事費負担金として発電者から申し受けます。

4 電圧変動等対策

- 再エネ連系に伴う電圧変動対策は、受電地点から再エネ発電所側で実施していただきます。ただし、再エネ発電所側で対策を講じても連系できる容量が制限（連系できない場合を含む）され、当社の発電所等での対策が有効と当社が判断した場合には、当社の発電所等に電圧変動対策設備を設置することがあります。

なお、当社の発電所等での対策は、必要な設備容量が大きく、設置費用も高額となる可能性があります。

- 長距離ケーブルによる連系については、通常の変圧と異なり、長距離ケーブルの静電容量に起因する特殊な電気現象の発生が懸念されます。これに対しては、発電者にて個別に電力系統への影響を検討、評価のうえ対策し、当社系統へ悪影響を及ぼさないことを連系の条件とします。

5 出力制御システムの導入

- 再エネ特措法、再エネ特措法施行規則や「再生可能エネルギー発電設備からの電力供給契約要綱」等に基づき当社が要請する発電の出力抑制・停止について、発電者は応じていただきます。
- なお、当社が発電の出力抑制・停止に確実に応じていただくために必要な機器の設置及び費用の負担その他必要な措置を当社が要請した場合は、受給開始後の追加の機器設置や追加費用負担を含めてこれに応じていただきます。

Ⅲ 接続検討申込前の事前相談（任意）

1 系統連系希望地点付近の系統図の閲覧（任意）

- 系統連系を希望される発電者は、接続検討申込前に、系統連系希望地点付近の系統図を閲覧することができます。
- ご希望される場合は、系統連系希望地点を管轄する支社または配電事業所連系担当グループへお問い合わせください。

※ お問い合わせ先は、13ページの「問い合わせ先」の「技術的な項目に関するお問い合わせ」を参照ください。

2 事前相談（任意）

- 系統連系を希望される発電者は、接続検討申込前に、無償にて、系統連系希望地点における連系制限の有無等の確認をすることができます。

（1）申込方法

① 申込書類

- ・ 申込者は所定の「事前相談申込書」及び連系希望地点の情報を受付窓口にて提出していただきます。郵送（書留・レターパック）、Eメール等で受付いたします。

② 書類確認

- ・ 提出された申込書類について、順次書類確認を行います。申込書類に不備がある場合、再提出をお願いします。

③ その他

- ・ 申込書類は、添付資料を含め全て日本語で記載していただきます。
- ・ 提出された申込書類は返還いたしません。
- ・ 「事前相談申込書」に記載のない事項につきましても、必要により追加資料を提出して

いただく場合があります。

④ 受付窓口

九州電力送配電株式会社 管轄配電事業所 受付担当グループ（風力以外）

電力契約本部 ネットワークサービスセンター 系統アクセスグループ（風力）

※ 問い合わせ先は、13ページの「問い合わせ先」の「事前相談に関するお問い合わせ」を参照ください。

（２）検討条件

- 事前相談では、原則として申込時点の系統の状況及びその時点において系統連系に係る優先順位決定済の他のプロジェクトが系統連系することを前提に検討します。

（３）事前相談結果の通知

- 事前相談の結果は、申込内容確認後に検討を開始し、検討終了次第すみやかにかつ1か月以内にお知らせします。

なお、1か月以内に事前相談結果の通知ができない場合は、その理由、進捗状況及び回答時期の見込みを事前にお知らせします。

- 事前相談結果として、次の事項等をお知らせします。

① 標準電圧6kV、20kV（配電線へ連系する場合）

- ・ 熱容量に起因する連系制限の有無
- ・ バンク逆潮流の発生に伴う連系制限の有無
- ・ 連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路互長

② 標準電圧60kV以上（特別高圧線へ連系する場合）

- ・ 熱容量に起因する連系制限の有無又は平常時における混雑発生の有無
- ・ 連系点(想定)から発電設備等設置場所までの直線距離

（４）注意事項

- 事前相談の結果は、連系可能規模及び連系の権利等を保証するものではありません。
このため、先行して工事着工や物品発注等を行った結果、発電者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いませんので、工事着工や物品発注等を行うにあたっては、上記リスクがあることを十分踏まえてください。
- 当社系統への連系を希望する場合は、別途、接続検討の申込が必要です。
- 接続検討の結果によっては、事前相談の結果の内容が変更となる場合があります。

Ⅳ 接続検討、接続契約及び受給契約申込

- 当社系統への連系を希望される場合、接続検討申込、接続契約申込を行っていただきます。

1 接続検討申込

- 当社系統へ連系を希望される場合、系統電圧・周波数への影響や必要となる設備工事の内容等について、あらかじめ接続検討申込を行っていただきます。

(1) 申込方法

① 申込書類

- ・ 申込者は所定の「接続検討申込書」及び添付資料一式を、1 受電地点 1 検討につき正 1 通、副 2 通の合計 3 通作成し、郵送（書留・レターパック）にて提出していただきます。持参、ファックス、E メールでは受付いたしません。
なお、申込書は当社ホームページに掲載しております。
- ・ 申込名義は単独名義としていただきます。

② 書類確認

- ・ 提出された申込書類について、順次書類確認を行います。申込書類に不備がある場合、再提出をお願いします。

③ 接続検討料

- ・ 書類確認後、1 受電地点 1 検討につき 2 2 万円（税込み）を検討手数料として申し受けます。
ただし、以下の場合は、検討手数料を不要とします。
 - ・ 検討を要しない場合
 - ・ 接続検討の回答後、他の発電者の契約申込みに伴う連系予約によって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で、かつ、検討料を申し受けた接続検討の回答日から 1 年以内に受付した接続検討の場合
- ・ 接続検討は、接続検討料の入金を確認し、かつ、接続検討に必要な申込書類が全て揃った後に着手いたします。
- ・ 入金いただいた接続検討料は、原則として返還いたしませんので、予めご了承ください。

④ その他

- ・ 申込書類は、添付資料を含め全て日本語で記載していただきます。
- ・ 提出された申込書類は返却いたしません。
- ・ 「接続検討申込書」に記載のない事項につきましても、必要により追加資料を提出していただく場合があります。
- ・ 接続検討申込書類に記載された諸設備について変更される場合、改めて申込み手続きを行っていただきます。
- ・ 改めて申込み手続きを行っていただいた場合には、再度接続検討料を申し受ける場合がありますので、予めご了承ください。

⑤ 申込書類提出先

株式会社九電送配サービス ネットワーク事務センター 契約グループ宛
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 3 丁目 10-26 天神南ビル 4 階

⑥ 受付窓口（お問い合わせ先）

九州電力送配電株式会社 電力契約本部 ネットワークサービスセンター
系統アクセスグループ
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 3 丁目 10-26 天神南ビル 3 階
メールアドレス：takusou_nsc3@kyudentd.co.jp

(2) 申込の受付

- 接続検討料の入金を確認し、かつ、接続検討に必要な申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、接続検討の申込みを受け付け、接続検討を開始します。

(3) 検討条件

- 接続検討では、原則として接続検討申込の受付時点の系統の状況及びその時点において、優先順位決定済の他のプロジェクトが系統連系することを前提に検討します。

(4) 接続検討結果の通知

- 接続検討結果は、検討終了後すみやかに、かつ、高圧連系で逆変換装置を用いる再エネ発電設備等のうち最大受電電力が500kW未満の場合は2か月以内、その他の場合は3か月以内にお知らせします。

なお、上記期間以内に接続検討結果の通知ができない場合は、その理由、進捗状況及び回答時期の見込みを事前にお知らせします。

- 接続検討結果として、次の事項等をお知らせします。
 - ・ 連系可否及び連系ができない場合はその理由及び代替案
(代替案を示すことができない場合はその理由)
 - ・ 系統連系工事の概要
 - ・ 概算工事費（内訳を含む）及び算定根拠
 - ・ 工事費負担金概算（内訳を含む）及び算定根拠
 - ・ 所要工期
 - ・ 発電者側に必要な対策
 - ・ 接続検討の前提条件（検討に用いた系統関連データ）
 - ・ 運用上の制約（制約の根拠を含む）

(5) 注意事項

- 接続検討結果は、連系可能規模及び連系の権利等を保証するものではありません。
- 接続検討時から系統の状況に変更があった場合や発電設備等契約申込みの内容が接続検討の回答内容を反映していない場合、接続検討の回答日から1年を経過する場合（選定事業者が申込みする場合を除く）は、接続契約の申込を受け付けず、再度接続検討申込みから行っていただきます。
- 接続検討結果回答後、接続契約の申込受付順で連系予約を行い、連系優先順位を決定します。
- そのため、より優先順位の高い他のプロジェクトの連系等系統状況の変化や運用上の制約、その他の理由により、接続検討結果から連系可能規模や工事費負担金、工期が大幅に変更となる場合や、接続検討時の連系予定の系統に連系できない場合があります。

なお、当社による連系の承諾前に先行して工事着工や物品発注等を行った結果、発電者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いませんので、工事着工や物品発注等を行うにあたっては、上記リスクがあることを十分踏まえてください。

- 接続検討申込から系統連系までには、長期間要することがあるため、早めに接続検討申込を行っていただきますよう、お願いいたします。
- 再エネ特措法、送配電等業務指針等に規定する契約拒否の事由に該当する場合等においては、お申込をお断りすることがあります。

- 申込者、関係者（以下「申込者等」といいます。）が以下のいずれかに該当すると当社が判断したものは申込を無効とします。
 - ・ 申込者等またはその役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下、「その他の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であるもの
 - ・ 申込者等、その他の役員等またはそれらの使用人が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

（６）その他

- 検討に要する期間は受電地点・条件等により異なることから、接続検討結果の回答は接続検討申込の順番から前後する可能性があります。
- 接続検討申込後、接続契約申込までの間に、申込の撤回を希望される場合は、「辞退届」を正１通、副２通の合計３通提出していただきます。
- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号、その後の改正を含み、以下「再エネ海域利用法」といいます。）第８号第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による接続検討について、電力広域的運営推進機関から当社に対し依頼があった場合は、接続検討の申込みがなされたものとみなします。

この場合、検討料については、再エネ海域利用法第13条第２項第10号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」といいます。）から申し受けます。

２ 接続契約申込及び受給契約申込（系統連系の優先順位の決定）

- 当社系統への連系及び当社への電力の販売を希望される場合、接続契約申込及び受給契約申込を行っていただきます。
 - 再エネ特措法により定められた買取単価での電力の販売を希望される場合は、再エネ特措法で定める事業計画認定を受けていただき、認定取得後速やかに事業計画認定通知書を提出していただきます。
- ※ 接続契約申込時点では、事業計画認定通知書の提出は不要です。（事業計画認定取得には、接続契約締結が要件となるため）

（１）申込方法

① 申込書類

- 申込者は以下の申込書類を１受電地点１検討ごとに作成し、「１ 接続検討申込」と同様の受付窓口に郵送（書留・レターパック）にて提出していただきます。持参、ファックス、Eメールでは受付いたしません。
 - (a) 接続契約申込書（正１通、副２通の合計３通）
 - (b) 「再生可能エネルギー発電からの電力販売に関する申込書」
 - ※ (a)、(b)の書類は当社ホームページに掲載しております
 - ※ 別途、需給契約のお申込みが必要になります
- 接続契約申込以降、申込の取下げを希望する場合は、「辞退届」を正１通、副２通の合計３通提出していただきます。

② 系統連系保証金の入金

- 申込に合わせ、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といいます。）を申し受けます。

- 系統連系保証金の金額は、電力広域的運営推進機関の業務規程に定める方法により算定し、お知らせします。
 - 系統連系保証金は、工事費負担金に充当します。
- なお、当社が申し受けた系統連系保証金は、以下に該当する場合を除き、返還しません。

〔系統連系保証金を返還する場合〕

連系の承諾（接続契約の成立）前に次の事情が生じた場合において、申込者が接続契約申込を取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したとき

- (a) 工事費負担金の金額が接続検討の回答書に記載の金額より増加したこと
- (b) 所要工期が接続検討の回答書に記載の期間より長期化したこと
- (c) その他(a)、(b)に準じる正当な理由が生じたこと

③ 書類確認

- 提出された申込書類について、順次書類確認を行います。申込書類に不備がある場合、再提出をお願いします。
- 申込名義は単独名義としていただきます。

(2) 申込の受付

- 当社は、接続契約申込書を不備なく受領したこと、かつ系統連系保証金を不足なく申し受けたことを持って接続契約の申込を受付します。
- 接続検討時から系統の状況に変更があった場合や発電設備等契約申込みの内容が接続検討の回答内容を反映していない場合、接続検討の回答日から1年を経過する場合（選定事業者が申込む場合を除く）は、接続契約の申込を受付けず、再度接続検討申込みから行っていただきます。

(3) 優先順位の決定（連系予約）

- 当社は、接続契約の申込受付順に連系予約（当該発電設備等が送電系統（連系線を除く。）へ連系等されたものとして取り扱うことをいい、高圧以下の送電系統その他の技術及び運用面の観点から容量確保が必要な送電系統において暫定的に送電系統の容量を確保することを含む。以下、「連系予約」という。）を行い、連系優先順位を決定します。
- より優先順位の高い他のプロジェクトの連系等系統状況の変化や運用上の制約、その他の理由により、接続検討時の連系可能規模や工事費負担金、工期が大幅に変更となる場合や、連系予定の系統に連系できない場合があります。

これらの場合において、発電者に損害が生じたとしても当社は一切の責任を負いませんので、先行して工事着工や物品発注等を行うにあたっては、上記リスクがあることを十分踏まえてください。

- 同一日に接続契約の申込を受付し、連系に制約が生じる場合は、当社で厳正な抽選を実施することとし、抽選方法については、対象者に別途連絡いたします。

3 接続検討内容の確認

(1) 接続検討内容の確認

- 接続契約申込書を受領後、当社は接続検討から系統の状況に変更がないか確認を行います。
- 以下の場合、接続検討結果から連系可能規模や工事費負担金、工期が大幅に変更となることや、接続検討時の連系予定の系統に連系できないことがあります。

- ・ 接続検討時から接続契約申込の受付までの間に、他の申込者等から同一系統に接続契約申込を受付した場合
- ・ 接続検討時から接続契約申込の受付までの間に、他の申込者等が同一系統の接続契約申込の受付を撤回した場合
- ・ その他、接続検討時から接続契約申込の受付までの間に、連系する系統の状況に変更がある場合

これらの場合において、発電者に損害が生じたとしても当社は一切の責任を負いませんので、先行して工事着工や物品発注等を行うにあたっては、上記リスクがあることを十分踏まえてください。

(補足) 接続検討及び技術検討時の前提条件

- 接続検討時及び技術検討時における系統の前提条件は以下のとおりです。

接続検討時	技術検討時
○ 優先順位決定（接続契約申込受付）前のプロジェクト間の連系優先順位は決定しません。 ○ 優先順位決定済のプロジェクトが系統連系することを前提に接続検討します。 ○ 優先順位決定時に他のプロジェクトの連系などにより、再度検討が必要となる場合があります。 ○ 需給状況など系統の状況が変化するため、検討後期間が経過すると、再度接続検討が必要となる可能性があります。 【前提条件イメージ】 凡例 ○ 前提条件に考慮する ○ 前提条件に考慮しない The diagram for connection study shows a vertical line representing a system. To the left of the line, there are three circles labeled 'G'. The top circle is connected to a box labeled '当該接続検討申込プロジェクト' (Project applying for connection study). The middle circle is connected to a box labeled '優先順位決定済他プロジェクト' (Other project with priority order determined). The bottom circle is connected to a box labeled '同時期接続検討申込他プロジェクト' (Other project applying for connection study at the same time). To the right of the line, there are two circles labeled 'G'. The top circle is connected to a box labeled '既設発電設備' (Existing power equipment). The bottom circle is connected to a box labeled '同時期接続検討申込他プロジェクト' (Other project applying for connection study at the same time). The circles are connected to the line by solid lines, indicating they are considered in the premise.	○ 連系優先順位を接続契約申込受付順で決定します。 ○ 連系優先順位が、より上位の他の優先順位決定済プロジェクトが系統連系することを前提に接続検討結果の確認を行います。 ○ 接続検討結果から変更があった場合、技術検討を行い、検討結果を回答いたします。 【前提条件イメージ】 凡例 ○ 前提条件に考慮する ○ 前提条件に考慮しない The diagram for technical study shows a vertical line representing a system. To the left of the line, there are three circles labeled 'G'. The top circle is connected to a box labeled '当該優先順位決定済プロジェクト' (Project with priority order determined). The middle circle is connected to a box labeled '優先順位上位の他プロジェクト' (Other project with higher priority). The bottom circle is connected to a box labeled '優先順位下位の他プロジェクト' (Other project with lower priority). To the right of the line, there are two circles labeled 'G'. The top circle is connected to a box labeled '既設発電設備' (Existing power equipment). The bottom circle is connected to a box labeled '優先順位上位の他プロジェクト' (Other project with higher priority). The circles are connected to the line by solid lines, indicating they are considered in the premise.

(2) 技術検討結果の回答

- 接続検討内容確認の結果、接続検討時点から検討内容に変更があった場合、当社は技術検討結果の回答を行います。
- 接続検討時点から検討内容に変更がない場合、技術検討結果の回答は行いません。
- 技術検討内容確認の結果、連系の承諾ができない場合、当社は、承諾できない理由を記載したうえで、その旨回答いたします。

4 工事費負担金の請求・入金、及び詳細設計

(1) 工事費負担金の請求・入金

- 当社は、系統連系が可能な場合は、工事費負担金を算出し、「系統連系に係る契約のご案内」にて、連系の承諾（接続契約の成立）をお知らせするとともに、工事費負担金を請求いたします。

※ 接続契約の成立後、事業計画認定の取得が可能となります。

- 工事費負担金は、当社の定める期限（原則として請求から1ヶ月）内に一括で入金していただきます。
- 当社系統への連系に伴い、当社が電力設備を新たに建設・変更する場合、原則として以下のとおり工事費を負担していただきます。

① 2015年11月6日より前に接続契約申込（※）を行っている場合

- ・ 工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

② 2015年11月6日以降に接続契約申込（※）を行っている場合

- ・ 託送供給等約款に基づき算定した工事費を工事費負担金として申し受けます。

※ 2012、2013年度において「告示に規定する接続申込書」を提出いただいているものは、当該申込書の提出日

- 発電者販売用計量器及び計量器用変成器等は、当社にて設置し、その費用を発電者から申し受けます。
- 当社は、連系の承諾をもって、優先順位決定時に連系予約を確定します。
- 当社は、連系手続きを早期に進める観点から、工事費負担金の入金を確認でき次第、次の手続きに着手します。
- 対策工事が複数案件の共同負担となっている場合に、当社は、当該対策工事の負担対象となっている全発電者からの入金後、次の手続きに着手します。

(2) 詳細設計（調査・測量、工事設計）

- 当社は、系統連系が可能な場合は、必要に応じ調査・測量し、工事設計を行います。

(3) 申込撤回時の取扱い

- 接続契約申込以降、申込の撤回を希望される場合、「辞退届」を提出していただきます。
- 申込を撤回した場合、それまでに要した費用（調査・測量費用等）については、発電者に負担していただきます。

5 工事着手

(1) 対策工事の実施

- 工事費負担金の全額入金後、対策工事に着手します。
- 工事完了後、必要に応じ、工事費負担金を精算します。

(2) 申込撤回時の取扱い

- 接続契約申込以降、申込の撤回を希望される場合、「辞退届」を提出していただきます。
- 申込を撤回した場合、対策工事に要した費用（調査測量等の費用、対策工事の全部又は一部の費用、対策工事により施設した設備の撤去、対策工事に関する原状回復に必要な費用を含む。）については、発電者に負担していただきます。

6 事業計画認定の取得、各種契約書の締結

（１）事業計画認定の取得

- 当社への電力受給開始に先立ち、事業計画認定を取得のうえ、事業計画認定通知書を当社へ提出していただきます。

（２）各種契約書の締結

- 系統連系にあたり、以下の契約書を締結または発行いたします。
 - ・ 発電設備系統連系サービス契約書
 - ・ 給電運用申合せ書(以下、必要に応じ)
- ・ 受給契約のご案内（当社への電力供給に関する契約を示すため、当社が発電者に対し発行する書類）

※ 受給契約に関しては基本的には要綱による契約となるため個別に契約書を締結することはありませんが、発電者または当社が必要とする場合には、当社所定の様式により「電力受給契約書」を締結します。

7 接続契約の解除

- 以下の場合、当社は接続契約を解除する場合があります。
 - ・ 再エネ特措法による事業計画認定がその効力を失った場合
 - ・ 当社の定める支払期日までに工事費負担金の入金がない場合
 - ・ 特段の理由なく、受給開始希望日を経過してもなお当社への供給を開始しない場合
 - ・ 接続契約が成立して相応の期間が経過してもなお、事業計画認定通知書を当社に提出しない場合
- 接続契約の解除後、当社系統への連系を希望される場合は、再度「1 接続検討申込」から手続きを行っていただきます。

V 離島における連系

- 本土と連系していない離島については、発電設備の出力変動対策を実施していただく場合がありますので、あらかじめ別紙1「離島における風力・太陽光発電設備の連系について」をご確認のうえ、お申込み下さい。

VI 電力広域的運営推進機関への接続検討のお申込みについて

- 最大受電電力が1万kW以上の発電設備に関する接続検討については、お申込み先を電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）もしくは当社のどちらにするか選択が可能となります。
- 広域機関にお申込みされた場合、広域機関から当社に対し接続検討依頼があり、当社が検討した結果を広域機関から回答いたします。
- 当社と同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、最大受電電力が1万kW以上の発電設備に関する接続検討については、広域機関にお申込み下さい。

Ⅶ その他

- 接続検討申込から接続契約申込の間に、申込者が別会社に権利・義務の承継を予定している場合には、予め、事業承継前後の発電者の捺印した書面にて申告していただきます。
- 当社は、本受付要領を変更することがあります。
この場合、再エネ発電設備を当社系統へ連系し、売電される場合の手順は、変更後の受付要領によります。
- 当社は、本受付要領の変更にあたり、実施日までに変更後の受付要領とその実施日を当社ホームページに提示し周知します。

問 い 合 わ せ 先

① 事前相談に関するお問い合わせ

名 称	問い合わせ先
[風力の場合] 九州電力送配電株式会社 電力契約本部 ネットワークサービスセンター 系統アクセスグループ	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通三丁目10番26号 天神南ビル3階 メールアドレス: takusou_nsc3@kyudentd.co.jp
[風力以外の場合] 九州電力送配電株式会社 管轄配電事業所 受付担当グループ	以下の弊社ホームページ参照 https://www.kyuden.co.jp/td_company_branch-office.html トップページ→「企業情報」→「支社・事業所一覧」→「○ ○支社エリアの配電事業所お問い合わせ一覧はこちら」

② 接続検討申込および受付全般に関するお問い合わせ

名 称	問い合わせ先
九州電力送配電株式会社 電力契約本部 ネットワークサービスセンター 系統アクセスグループ	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通三丁目10番26号 天神南ビル3階 電 話: 092-981-9004

③ 技術的な項目に関するお問い合わせ（特別高圧連系）

名 称	問い合わせ先
九州電力送配電株式会社 北九州支社 企画業務部 系統計画グループ	〒802-8003 北九州市小倉北区米町二丁目3番1号 電 話: 093-531-1195 (代表)
九州電力送配電株式会社 福岡支社 企画業務部 系統計画グループ	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電 話: 092-732-3510 (代表)
九州電力送配電株式会社 佐賀支社 企画業務部 系統計画グループ	〒840-0804 佐賀市神野東二丁目3番6号 電 話: 0952-33-1121 (代表)
九州電力送配電株式会社 長崎支社 企画業務部 系統計画グループ	〒852-8021 長崎市城山町3番19号 電 話: 095-864-1808 (代表)
九州電力送配電株式会社 大分支社 企画業務部 系統計画グループ	〒870-0026 大分市金池町二丁目3番4号 電 話: 097-536-4150 (代表)
九州電力送配電株式会社 熊本支社 企画業務部 系統計画グループ	〒862-0951 熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号 電 話: 096-386-2500 (代表)
九州電力送配電株式会社 宮崎支社 企画業務部 系統計画グループ	〒880-0001 宮崎市橘通西四丁目2番23号 電 話: 0985-24-2141 (代表)
九州電力送配電株式会社 鹿児島支社 企画業務部 系統計画グループ	〒890-0662 鹿児島市与次郎二丁目6番16号 電 話: 099-253-1051 (代表)

④ 技術的な項目に関するお問い合わせ（高圧連系）

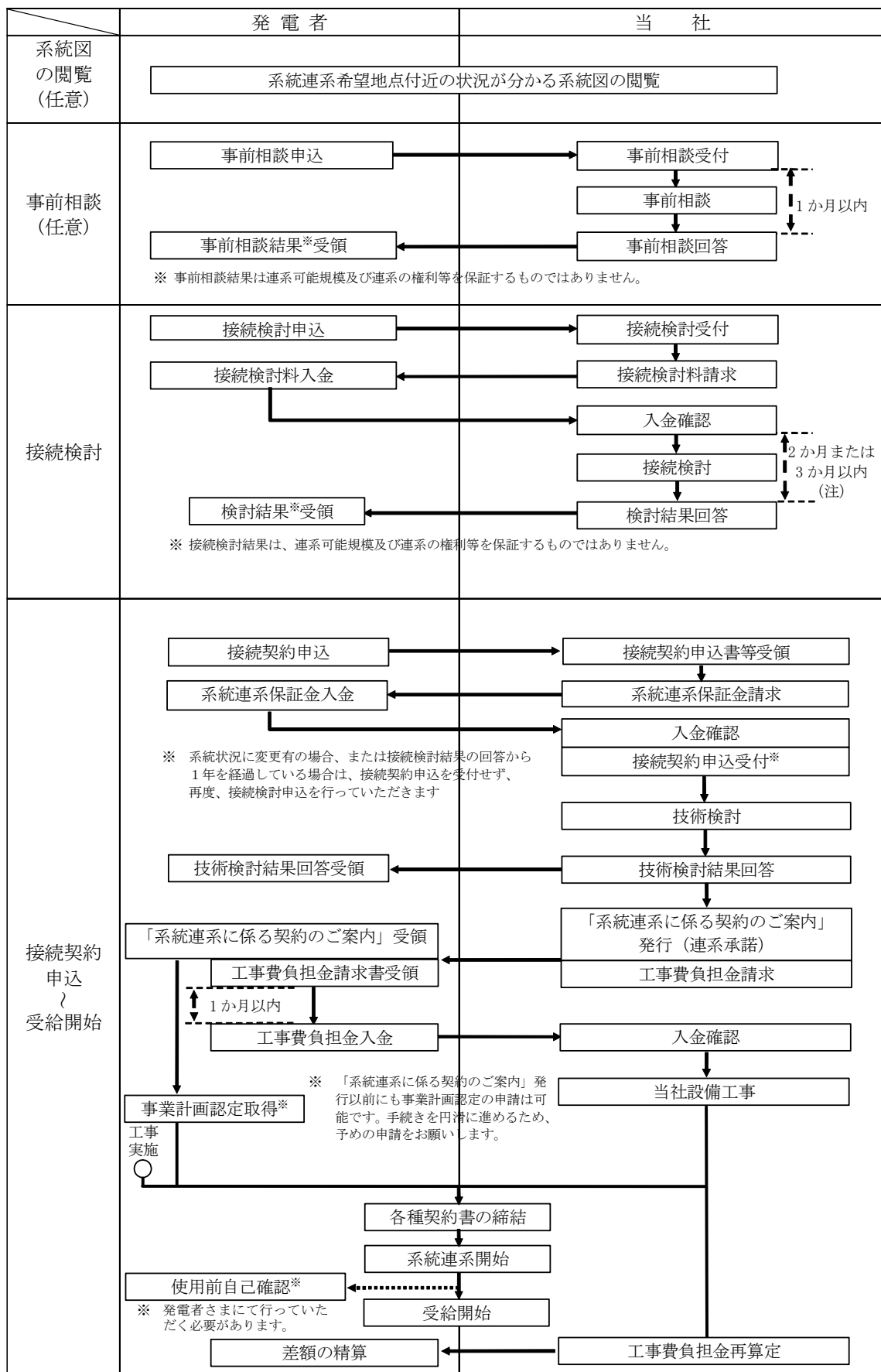
名 称	問い合わせ先
九州電力送配電株式会社 管轄配電事業所 連系担当グループ	以下の弊社ホームページ参照 https://www.kyuden.co.jp/td_company_branch-office.html トップページ→「企業情報」→「支社・事業所一覧」→「○ ○支社エリアの配電事業所お問い合わせ一覧はこちら」

⑤ 工事費負担金の請求以降の内容に関するお問い合わせ

名 称	問い合わせ先
九州電力送配電株式会社 管轄配電事業所 受付担当グループ	以下の弊社ホームページ参照 https://www.kyuden.co.jp/td_company_branch-office.html トップページ→「企業情報」→「支社・事業所一覧」→「○ ○支社エリアの配電事業所お問い合わせ一覧はこちら」

(参考) 手続きフロー

系統連系に必要な手続きの大まかな流れは次のとおりです。



(注) 接続検討は、接続検討料の入金を確認し、かつ、接続検討に必要な申込書類が全て揃った後に開始し、接続検討結果は、原則として検討終了後すみやかにかつ高圧連系で逆変換装置を用いている再エネ発電設備等のうち最大受電電力が500kW未満の場合は2か月以内、その他の場合は3か月以内にお知らせします。